

保護者のみなさまへ

学校給食の申込みと 給食費に関するお知らせ



令和3年4月から学校給食費を公会計化します！

(中学校は令和4年1月の給食開始から)

給食費公会計化に関することは市のホームページに掲載しています。

学校給食費は、現在、学校ごとに徴収・管理（私会計での管理）を行っていますが、尼崎市では、この給食費を令和3年4月から（中学校は令和4年1月の給食開始から）、市の歳入歳出予算として管理します（給食費の公会計化）。

公会計化の理由は、

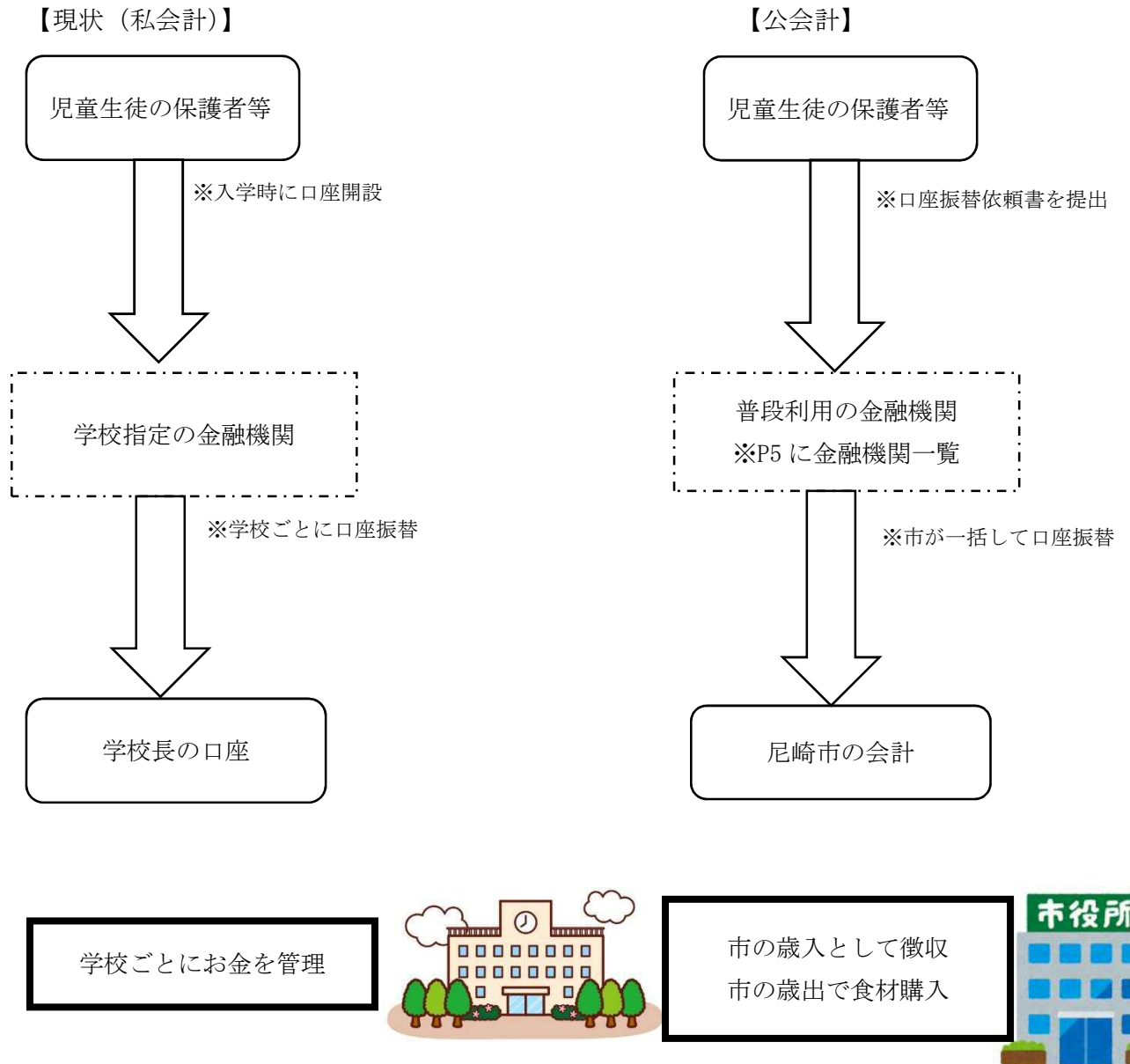
- ①市が直接給食費を徴収し、市が直接食材を調達することによる責任の明確化
- ②給食費の予算・決算が議会の審議や監査を受けることによる会計透明性の確保
- ③収納管理等の学校現場の負担軽減による学校教育活動への集中
- ④保護者の口座振替手数料負担軽減と利便性の向上

等を目的に行うものです。

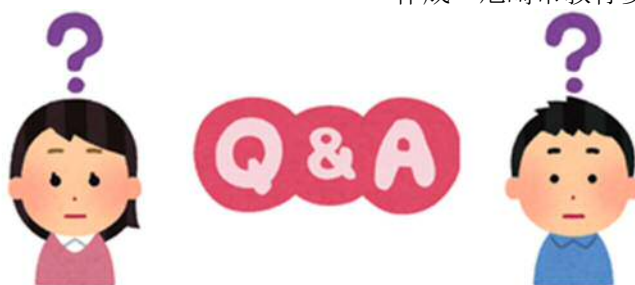
また、これまでは、学校指定の金融機関に保護者の口座を開設していただき、学校ごとに口座振替を行っていましたが、公会計化後は、普段お使いの金融機関に口座振替依頼書を提出していただくと、市がその口座から直接振替を行うようになります。

このため、保護者のみなさまにはお手数ですが、同封の「尼崎市学校給食費口座振替依頼書」を給食費の口座振替を行う金融機関窓口へ提出くださるようお願いいたします。

※取引可能な金融機関の一覧は5ページをご覧ください。



お早目に学校給食申込書は各学校へ、
口座振替依頼書は金融機関へ提出してください。



- Q 1 学校給食公会計化前後で給食内容に変更はありますか。
- A 1 公会計化導入後も給食内容に変更はありません。ただし、私会計時は、災害等、人的要因以外で給食を喫食できない場合「代替品」を後日配布しておりましたが、保護者さまから徴収しているのは給食食材費なので公会計化後は「代替品」の提供はありません。公会計化後は「食材発注をキャンセルできたか、できなかったか」で判断されますのでキャンセルに間に合わなければ喫食していなくても給食費を徴収します。キャンセルは、給食を喫食する日の7日前までに学校へ通知ください。※「尼崎市学校給食停止・再開届」参照。
- Q 2 口座振替以外では支払いができないのですか。
- A 2 原則口座振替となります。残高不足等で振替不納となった場合は、督促状と同封して送付する納付書でのお支払いとなります。
- Q 3 支払が遅れた場合はどうなりますか。
- A 3 支払期日になっても口座振替ができない場合、振替期日から20日以内に督促状とともに納付書を送付します。それでもお支払いいただけない場合は電話催告、催告書の送付、家庭訪問を行い、最終的には法的措置を講ずることとなります。
- Q 4 支払が遅れた場合、遅延損害金は請求されますか。
- A 4 遅延日数分の遅延損害金を併せて請求させていただきます。遅延損害率は民法第404条及び同419条第1項により法定利率年（令和2年4月1日現在は3%）で計算します。
- 遅延損害金＝遅延額×遅延損害率（年率）÷365日×遅延日数
- Q 5 当日に急遽学校を休ませないといけなくなった場合、給食費は返還されますか。
- A 5 公会計化後は年度当初に行事予定日数等を計算し、年間給食費の一覧を配布させていただき、毎月その金額を徴収します。急に休まざるを得ない状況になっても、「尼崎市学校給食停止・再開届」を休む日の7日前までに学校に提出されない場合、給食費は徴収します。食材発注の変更やキャンセルができないためです。（夜間中学校は給食提供日2日前の午前11時まで、定時制高校は給食提供日前日の午後5時までキャンセルできます。）

1 給食費等の手続きについて

学校給食の申込みについては、「学校給食申込書」と「尼崎市学校給食費口座振替依頼書」の提出をお願いいたします。記入事項に変更がなければ市立中学校を卒業するまで有効です。

※引落口座を変更する場合は、再度、「尼崎市学校給食費口座振替依頼書」をご提出いただくことになります。

新小学校新1年生については、入学説明会時に「学校給食申込書」及び「尼崎市学校給食費口座振替依頼書」をお配りしますので期日までにご提出ください。

【提出先】

学校給食申込書 各学校へ提出してください。

尼崎市学校給食費口座振替依頼書 各取引金融機関へ提出してください。

2 給食費は何に使われているのか

保護者のみなさまからお支払いいただく給食費は、毎日の給食に使用する食材の購入費用に使っています。

「学校給食法」では、給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに人件費等は設置者（市）の負担、その他の経費は保護者の負担となっており、市では食材費を勘案した額を給食費として保護者のみなさまにご負担いただいています。

3 給食費

1食あたり、小学校、特別支援学校小学部240円、中学校310円、特別支援学校中学部264円、特別支援学校高等部295円、夜間中学校110円、定時制高等学校400円となります。（夜間中学校及び定時制高等学校生徒分については、市が全部又は一部を負担。）

納付方法は口座振替を基本とします。当月分は当月28日引落としとなります。残高不足で振替不能となった場合は20日以内に督促状と納付書をお送りしますので、金融機関の窓口で納付してください。年度当初に毎月の納入予定額通知書をお配りさせていただきますので、ご確認ください。給食を食べない日で、食材発注があらかじめキャンセルできたものについては、年度最後の給食費からその金額を控除して徴収します。転校や要保護、準要保護で先払いしていただいたものについては、登録口座に速やかに還付します。



4 口座振替依頼書が提出可能な金融機関一覧

給食費の口座振替依頼書は、市内に本支店を有する下記の金融機関に提出できます。給与振込口座など普段の資金決済に使用している口座の指定が便利で確実です。ご指定いただいた口座は、還付金が生じた場合の還付金振込用口座にもなりますので、忘れずに提出をお願いします。

下記金融機関であれば、尼崎市内外を問わずいずれの店舗の口座でもご指定いただけます。

今回ご指定いただいた口座は、お子さまが尼崎市立小・中・特別支援学校に在籍している間、給食費支払い用としてご利用いただけます。なお、お子さまが尼崎市立小学校に在籍している場合、尼崎市立中学校への進学時に改めて手続きを行う必要はありません。



入金を忘れて残高不足で振替不能になった・・・そんな事態を防ぐためにも、なるべく普段からお使いの口座をご指定ください。

取引可能金融機関一覧

R2. 4. 1 現在

(株)三井住友銀行、(株)りそな銀行、(株)三菱UFJ銀行、尼崎信用金庫、(株)関西みらい銀行、(株)池田泉州銀行、(株)みなと銀行、(株)京都銀行、北おおさか信用金庫、播州信用金庫、兵庫六甲農業協同組合

5 法的措置（滞納整理）について

保護者の皆様に収めていただいている給食費は、給食物資の購入費にその全てを充てており、給食費の滞納が続くと、学校給食の事業運営に影響が及ぶ恐れがあります。

滞納が続き、納付の督促等に対しても、何ら反応がない保護者に対しては、法的措置を視野に入れた滞納整理を実施していくことになります。

法的措置としては、裁判所に「支払督促」の申立てを行います。

裁判所書記官が金銭（滞納給食費）の支払いを求める制度で、異議申立てがなければ、判決と同様の法的効力を有します。

異議申立てがなされて民事訴訟となった場合は、議会の議決への報告が必要となり、個人の情報が公となることもあります。